

外国産資材品質審査基準

一般財団法人 港湾空港総合技術センター
(平成 29 年 4 月 1 日改定)

1. 総 則

この基準は、一般財団法人 港湾空港総合技術センター（以下「センター」という。）で定める「外国産資材品質審査・証明実施要領」（以下「実施要領」という。）第 9 条に基づく品質証明のための審査基準を定める。

2. 審査の原則

外国産資材の品質審査（以下「審査」という。）は、国土交通省港湾局及び地方自治体等の港湾管理者の港湾工事共通仕様書（以下「仕様書」という。）で定める資材の品質基準に適合することを証明するため、公平性・透明性を原則として、厳正に審査・判定する。

3. 審査の内容

審査の内容は、要領第 4 条及び第 9 条第 2 項で求める下記の事項とする。

- 1) 受付の前提条件 : 対象資材であること、使用実績があること、申請内容に虚偽がないこと等、実施要領第 5 条に定められた条件を満足すること。
- 2) 供給の安定性 : 製造工場において、適切な品質管理の基に製造が行われ、安定して供給できるか。
- 3) 品質・性能の確認 : 仕様書に適合した品質・性能を確保しているか。
- 4) 輸送・保管の管理体制 : 資材の運搬及び管理体制が適切か。

4. 審査の方法及び判定

審査は、実施要領第 5 条で求める資料及び第 6 条による確認事項あるいは第 10 条に基づく追加資料等提出された資料により、その適合性を確認・判断する。判定は、表 1～表 4 に定める審査項目ごとの審査方法に基づき、それぞれの判定基準をすべて満足していることを確認する。

付則 この審査基準は、平成 9 年 1 月 17 日から実施する。

この審査基準は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

この審査基準は、平成 13 年 9 月 28 日から実施する。

この審査基準は、平成 21 年 2 月 26 日から実施する。

この審査基準は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

表1 受付の前提条件

審査項目	審査方法	判断基準
外国産資材であること	対象資材を製造している法人であることを証する書類（登記簿謄本、定款等）により確認	対象資材を製造している海外法人の資材であるか
日本国内外での使用実績	①主な工事の使用実績一覧（工事名、発注者名、国名、使用量）と代表1工事でのそれを証する書類（契約書等の写し）により確認 ②公共機関における発注工事の実績を証する書類により確認する	①日本国内外での使用実績が確認されるか ②発注者に確認を行い実績が確認されるか
対象資材の品質確認	次の事項を確認する ○当該工場が品質管理若しくは定期試験で採用している規格名称とその番号 ○上記規格と仕様書で定める品質基準との対比表 ○性能値が対応工事仕様書の品質基準を満足していることを証する書類（検査記録、成績書等）	品質性能が仕様書で定める必要な規格を満足しているか
製造・供給の品質管理状況	製造・供給の品質管理の体系図とそのリスト一覧により品質管理の社内規程が整備されていることを確認	品質管理の規程が整備されているか

表2 供給の安定性

審査項目	審査方法	判断基準
(1) 工場の供給能力	(1) 当該工場の概要 ①当該工場の沿革 ②資本金 ③他 J I S 指定品目の J I S 工場取得もしくは I S O 9001 又は 9002 に基づく認証工場を取得している場合は、その許可（認証）年月日、品目、番号等を記入した書類	(1) 資材の瑕疵等による補償責任及び品質保証の社会的責任が負えるか
(2) 製造能力	(2) 製造の概要 組織図、最近6か月の月別及び過去3年間の年間生産量、主要生産設備一覧を記入した書類により判断する	(2) 製造能力が充分か
(3) 品質管理の状況	(3) 品質管理の体制と管理方法 ①対象資材の社内規格一覧表 社内規格（仕様、規程、指示票類などを含	(3) 品質管理の体制と管理水準が適切か ①社内規格体系と組織体系

	<p>む) を体系的に記入した書類及び審議機関、 決裁者、責任部門及び品質管理に関する責任 者とその権限などを併記した書類により、品 質管理の体系を把握する</p> <p>②対象資材の工程の概要図 原材料の入荷から資材の出荷に至る各工程 と管理箇所を記入した書類により品質管理の 体系を把握する</p> <p>③対象資材の品質特性概要 最近6か月間の月ごとの管理図等の記録に より品質管理状況を把握する</p> <p>④主要試験・検査設備及びその管理状況 対象資材の主要試験・検査設備名とその仕 様、数量及びその管理点検方法を記入した書 類及びその管理記録により試験・検査能力を 把握する</p> <p>⑤苦情処理の概要 苦情処理に対する社内対応を図示した書類 及びその責任者を記入した書類により、苦情 処理の体制を把握する</p> <p>⑥苦情処理の実施状況 苦情処理が適切に実施され、品質等の改善 が行われていることを、苦情処理簿等により 確認する</p> <p>⑦不適合品の処理状況 不適合品が発生した場合の適切な処理が行 われていることを不適合品処理簿により確認 する</p>	<p>が連動しているか</p> <p>②安定した品質性能を確保 できる管理体系か</p> <p>③品質特性が適切か</p> <p>④品質管理に関する試験・ 検査能力が適切か</p> <p>⑤苦情処理が適切になさ れ、品質管理の体系に反映 しているか</p> <p>⑥苦情処理が適切になさ れ、品質改善に反映されて いるか</p> <p>⑦不適合品の発生が処理さ れ原因の追及及び以後の発 生に対する予防策等に反映 されているか</p>
--	---	--

表3 品質・性能の確認

審査項目	審査方法	判断基準
品質性能の確認	<p>①仕様書で定める規格以外で試験を行っている場合は、仕様書で定める規格との適合性を示した書類と公的検査機関で最近6か月以内に実施した試験成績書（原本）で判断する。</p> <p>また、仕様書で定める規格で試験した場合は、同様に公的検査機関の試験成績書（原本）により判断する</p> <p>②所定の品質・性能が長期間（耐用年数）確保されるか、実績調査または耐久性試験等により確認する</p>	<p>①仕様書で定める品質基準を満足しているか</p> <p>②仕様書で定める品質基準を長期的に満足できる性能を有しているか</p>

表4 輸送・保管の管理体制

審査項目	審査方法	判断基準
(1)管理体制	(1)輸送・保管の管理に関して社内規程及び外注者との取決めを体系的に図示した書類及び責任部門などを併記した書類により、管理体制を把握する	(1)輸送・保管の管理規程が整備されているか
(2)管理方法	(2)工場出荷から原則として工事現場へ納品するまでの各工程と管理箇所、管理項目、管理方法及び検査方法を記入した書類により、管理方法を把握する	(2)管理方法が(1)と整合し、品質劣化を起こさない方法となっているか